

医 薬 発 第 4 6 5 号
平成 1 2 年 4 月 2 8 日

各

都道府県知事
政令市市長
特別区区長

 殿

厚生省医薬安全局長

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 1 2 年 4 月 2 8 日政令第 2 1 3 号（別添 1））及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 2 年 4 月 2 8 日厚生省令第 9 4 号（別添 2））が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

第 1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

- 1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。
ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤
- 2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
3 - (6 - クロロピリジン - 3 - イルメチル) - 1 , 3 - チアゾリジン - 2 - イリデンシアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、1 . 5 % 以下を含有するものを除く。
- 3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。
 - (1) (R S) - 2 - シアノ - N - [(R) - 1 - (2 , 4 - ジクロロフェニル) エチル] - 3 , 3 - ジメチルブチラミド（別名ジクロシメット）及びこれを含有する製剤
 - (2) (R S) - シアノ - (3 - フェノキシフェニル) メチル = 2 , 2 , 3 , 3 - テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名フェンプロパトリン）1 % 以下を含有する製剤

4 次に掲げる物の劇物から除外される製剤中の濃度を変更したこと。

(1) エマメクチン又はその塩類を含有する製剤であって、エマメクチンとして2%以下を含有するもの

(2) O - エチル = S - 1 - メチルプロピル = (2 - オキソ - 3 - チアゾリジニル)
ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート) 1 . 5 %以下を含有する製剤

5 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。ただし、第1の1及び第1の2の毒物又は劇物の指定に係る改正規定については、平成12年5月20日から施行することとしたこと。

6 経過措置等

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び第1の2に掲げるものについては、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、平成12年5月20日(施行日)現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成12年7月31日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成12年7月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合も含む。)及び第2項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うことを指導すること。また、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条、第15条、第15条の2、第16条等の経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

7 その他

今回の改正に対応した登録事務を電子情報処理組織によって円滑に取り扱うことができるよう、体制の整備を進めているところであるが、当分の間、上記第1の1及び第1の2に掲げる物に係る申請等を既存の電子情報処理組織を用いて取り扱う際には、類別番号の変更に注意されたいこと。

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

1 農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の一部改正

(1) 次に掲げる物を追加したこと。

3 - (6 - クロロピリジン - 3 - イルメチル) - 1 , 3 - チアゾリジン - 2 -
イリデンシアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、1 . 5 %以下を含有する製剤を除く。

(2) 次に掲げる物を除外したこと。

ア (R S) - 2 - シアノ - N - [(R) - 1 - (2 , 4 - ジクロロフェニル)
エチル] - 3 , 3 - ジメチルブチラミド (別名ジクロシメット) 及びこれを含

有する製剤

イ (RS) - シアノ - (3 - フェノキシフェニル) メチル = 2 , 2 , 3 , 3 -
テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン) 1
%以下を含有する製剤

(3) 次に掲げる物の劇物から除外される製剤中の濃度を変更したこと。

ア エマメクチン又はその塩類を含有する製剤であって、エマメクチンとして 2
%以下を含有するもの

イ O - エチル = S - 1 - メチルプロピル = (2 - オキソ - 3 - チアゾリジニル)
ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート) 1 . 5 %以下を含有する製剤

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。ただし、第2の1(1)については、平
成12年5月20日から施行すること。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添3及び別添4に示すとおりであるこ
と。

また、今般、毒物又は劇物に指定されたもの及び劇物から除外されたものの用途等
については、別添5のとおりであること。